

改正案	現行
<p>（厚生労働省令で定める者の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第七条第六号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十一条第三号に規定する都道府県知事が指定する看護師養成所（修業年限三年以上のものに限る。）を卒業した者</p> <p>三 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十二条第一号に規定する都道府県知事が指定する作業療法士養成施設（修業年限三年以上のものに限る。）を卒業した者</p> <p>四（略）</p> <p>7～9（略）</p>	<p>（厚生労働省令で定める者の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第七条第六号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十一条第三号に規定する厚生労働大臣が指定する看護師養成所（修業年限三年以上のものに限る。）を卒業した者</p> <p>三 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十二条第一号に規定する厚生労働大臣が指定する作業療法士養成施設（修業年限三年以上のものに限る。）を卒業した者</p> <p>四（略）</p> <p>7～9（略）</p>